

広島県出島処分場事業連絡調整協議会設置要綱

(目的)

第1 出島地区廃棄物処分事業を実施するに当たり、事業者と地域との連携を密にし、事業を円滑に推進するため、広島県出島処分場事業連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2 協議会は、次の事項について協議・調整する。

- (1) 廃棄物処分事業に係る環境保全対策に関する事項
- (2) 廃棄物処分事業に係る不測の事態への対応等安全対策に関する事項
- (3) 廃棄物処分事業に係る情報の公開に関する事項
- (4) 地元要望に関する事項
- (5) その他事業の推進に関する事項

(組織)

第3 協議会は、別紙の委員をもって構成する。

2 協議会には会長を置き、広島県環境県民局総括官（環境）をもって充てる。

(任期)

第4 委員の任期は、1年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長に事故ある時は、会長が指名する委員がこれを代行する。

3 前項に規定する場合において、会議は、協議会の委員の承認を得て、事務局の長が議長を代行することができる。

4 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、広島県環境県民局産業廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。